

# 保証契約締結段階における債権者 (金融機関) の説明義務

小 林 和 子

- I、問題提起
- II、日本法の状況
  - 1、裁判例
    - (1) 主債務者の信用状態に関する説明
    - (2) 他の担保の価値に関する説明
    - (3) 分析
  - 2、従来の学説
    - (1) 説明義務－一般
    - (2) 説明義務－保証
- III、フランス法の状況
  - 1、合意の瑕疵に関する規定
    - (1) 錯誤
    - (2) 詐欺
  - 2、保証の場合
    - (1) 錯誤
    - (2) 詐欺
- IV、検討

## I、問題提起

複雑な社会では複数の契約から構成される取引<sup>1)</sup>がある。二当事者による場

---

1) 伊藤進「非典型契約論について－まとめに代えて」椿寿夫＝伊藤進編『非典型契約の総合的検討』別冊 NBL 142号(2013)223頁-226頁は、契約の構造類型に関する非典型契約類型では、全体の視点と個別の視点が重要であるとする。

合<sup>2)</sup>と三当事者以上<sup>3)</sup>による場合がある。保証取引は、三当事者以上により複数の契約から構成される取引の場合の一つである。

複数の契約から構成される取引ではその性質決定<sup>4)</sup>が非常に重要である。保証取引は、多くの場合、消費貸借契約と保証契約（さらに保証委託契約が締結されることもある。）で構成される<sup>5)</sup>。場合によっては、消費貸借契約と保証引受契約で構成される<sup>6)</sup>こともある。

特に法律等によって定型化されていない取引<sup>7)</sup>も現実には多く存在するが、保証取引に関する規定は民法にある（民法446条以下）<sup>8)</sup>。2017年6月2日、「民法の一部を改正する法律」が公布され、2020年4月1日、施行された。2017年の民法（債権法）改正により、一定の保証（事業のために負担する債務を主債務とする個人保証または個人根保証を主債務者が委託する場合）について、保

- 2) 池田真朗「『複合契約』あるいは『ハイブリッド契約』論」NBL 633号(1998)12頁は、契約の内容・構造から利用価値や経済的利益等が客観的に判断される契約類型に着目をする。
- 3) 池田真朗「契約当事者論」山本敬三ほか『債権法改正の課題と方向』別冊 NBL 51号(1998) 160頁-162頁は分析手法として当事者論と契約構造論を考える。
- 4) 大村敦志「消費者法〔第4版〕」(有斐閣、2011) 214頁-215頁、平野裕之「契約の「実質」と契約解釈、隠匿行為、脱法行為等—実質「金融」、実質「委任」？」民事研修669号(2013) 19頁-36頁、山代忠邦「契約の性質決定と内容調整（5・完）」法学論叢179巻5号(2016) 43頁-65頁、森田修『契約の法性決定』(商事法務、2020) 284頁-290頁、469頁-470頁などを参照。フランス法については、A. Bénabant, L'hybridation dans les contrats, in *Prospectives du droit économique: dialogues avec M. Jeantin*, Dalloz, 1999, pp.27-31、L. Aynès, P. -Y. Gautier, Ph Malaurie, *Droit des contrats spéciaux*, 13e éd., LGDJ, 2024, pp.24-33も参照。
- 5) 河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」磯村保ほか『民法トリアル教室』(有斐閣、1999) 287頁-289頁は、保証取引における特徴として、債務者としての立場の一体性や債務者相互間の負担の入子構造について言及する。
- 6) 民法（債権法）改正の議論では保証人と主債務者が保証引受契約を締結する場合の規定の導入も検討された（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ』(商事法務、2009) 419頁-428頁）。その理由には、保証契約と併存的債務引受が類似していること、社債保証や電子記録債権保証などの例があること、が挙げられる。
- 7) 社会的事実に着目した契約類型（現実類型）も多く存在するとされる（北川善太郎『債権各論〔第3版〕』(有斐閣、2003) 109頁-157頁）、同「約款—法と現実（4・完）」NBL 242号(1981)82頁-85頁。現実類型を社会規範に基づく制度的存在とする見解については石川・後掲注(8)238頁。

証人に説明義務を主債務者が負うとする規定（民法465条の10第1項）を民法は置いた<sup>9)</sup>。すなわち、(1)財産及び取支の状況、(2)主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、(3)主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容について、契約締結時に委託を受けた保証人に説明義務を主債務者が負うことになった。

民法465条の10第1項の適用範囲は限定的である。契約締結段階において保証人（個人）に債権者（金融機関）が説明義務を負う場合はあるか。また、説明義務違反の効果はどのように考えるべきか。

契約締結段階において保証人（個人）に債権者（金融機関）が説明義務を負うことをフランス法は認める<sup>10)</sup>。説明義務違反がある場合、詐欺の成立により裁判所は保証人を保護することが多い<sup>11)</sup>。このフランス法の状況を参考にしながら考えてみたい。

## II、日本法の状況

以下では、虚偽の説明あるいは不十分な説明を債権者が行ったため、錯誤・詐欺が成立すると保証人が主張した例をみる。保証人が錯誤の成立を主張する場合<sup>12)</sup>、法律行為の基礎とした事情の錯誤（95条1項2号・2項）の問題（従来、

8) 法律上の具体的な規定によって定型化されている法定類型は典型契約と同一の機能を持つとされる（石川博康「典型契約と契約内容の確定」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』（有斐閣、2007）237頁-238頁）。典型契約制度には様々な機能・役割がある。特に性質決定における典型契約制度の機能・役割については、大村敦志『典型契約と性質決定』（有斐閣、1997）170頁-219頁、河上正二「契約の法的性質決定と典型契約—リース契約を手がかりにして—」星野英一＝森島昭夫編『現代社会と民法学の動向（下）—加藤一郎先生古稀記念論文集』（有斐閣、1992）297頁-301頁を参照。

9) 筒井健夫＝村松秀樹＝脇村真治＝松尾博憲『Q&A改正債権法と保証実務』（金融財政事情研究会、2019）55頁-76頁。

10) D. Legeais, *Droit des sûretés et garanties du crédit*, 16e éd., LGDJ, 2024, p.94.

11) D. Legeais, *op. cit.*, p.94.

12) 主債務者の同一性の錯誤、主債務額の錯誤、主債務者の資力・信用の錯誤、物的・人的担保の錯誤、主債務の用途の錯誤などの例がある（中倉寛樹『多数当事者間契約の研究』（日本評論社、2020）19頁-85頁も参照）。

「動機の錯誤」とされてきた問題<sup>13)</sup>と捉え、裁判所はその成立の有無の判断をする<sup>14)</sup>ことが多い。

## 1、裁判例

### (1) 主債務者の信用状態に関する説明

#### (i) 例① 東京地判昭和50年1月30日金法754号35頁<sup>15)</sup>

#### 【事実の概要】

Y（銀行）に1000万円の追加融資をA社は依頼した。決算報告書と商工興信所の調査結果等により、A社には資力・信用があると判断したYは担保の提供と連帯保証人を立てることを求めた。連帯保証と自己が所有する不動産への抵当権設定をB（A社取締役）はX（父はBの知人）に頼んだ。A社の将来性を不安に思うXは難色を示した。その後、Bに誘われXはYを訪問した。XはYにA社の信用状況を尋ねた。「取引先として無難であり心配はない」とYの行員は回答した。昭和47年6月20日、連帯保証人としての責任追及や担保権の実行はないと信じて、連帯保証契約と抵当権設定契約をXは締結した。

---

13) 佐久間毅「信用保証協会による保証と錯誤無効—主債務者が反社会的勢力に該当することが契約締結後に判明した場合」金法1997号(2014)12頁-14頁は、錯誤の成立の判断基準を整理する。すなわち、(1)動機の表示の有無と法律行為の内容化、(2)動機の表示の有無と要素の錯誤の該当性、(3)要素の錯誤の該当性、のいずれかで裁判所は判断するとする。(3)については、例えば、空クレジットとは知らずにクレジット会社に対する立替金支払債務を保証人が保証した場合がある。動機の錯誤を問題とせず、主たる債務がいかなるものかは保証契約の重要な内容であるとし、要素の錯誤があると最高裁は判断した（最判平成14年7月11日判時1805号56頁）。

14) 錯誤による一部無効を裁判所が認めた例（例えば、大阪高判平成2年6月21日判時1366号53頁、東京高判平成11年12月15日判タ1027号290頁）もある。一部無効については、於保不二雄編『注釈民法(4)』(有斐閣、1967)223頁-236頁〔奥田昌道〕、山本敬三「一部無効の判断構造(一)(二)」法学論叢127巻4号(1990)1頁-30頁、同6号(1992)1頁-32頁、平野裕之「一部無効」椿寿夫編『法律行為無効の研究』(日本評論社、2000)185頁-212頁、酒巻修也『一部無効論の多層的構造』(日本評論社、2020)3頁-26頁なども参照。

15) 井上繁規編『判例 Check 保証の無効・取消・制限』(新日本法規出版、2001)215頁〔藤田広美〕。

しかし、融資の申込みの際に Y に A 社が提出した決算報告書は粉飾決算書であった。昭和 46 年末頃から、利益率の低下と必要資金の増大により 2000 万円の債務超過となり、金利の支払いに営業利益が追いつかない状況に A 社はなっていた。契約締結当時、A 社の業績は非常に悪化して破産に瀕していた。その数か月後、A 社は倒産した。

連帯保証契約および抵当権設定契約について、詐欺による取消、あるいは、錯誤による無効を X は主張した。

### 【判旨】

「もし、A 社に信用や資力がなかったとすれば、その契約の性質、B との関係等からみて容易にかかる連帯保証および抵当権設定の各契約を締結しなかったであろうと認められるから、X としては、その契約成立の過程に重大な錯誤があったものと言いうるが、右のごとき錯誤はいわゆる動機の錯誤にすぎず、しかもそれが契約の相手方たる Y に明示されて意思表示の内容になっていたものとは認められないから、右錯誤は、本件連帯保証および抵当権設定の各契約を無効とするに足りる要素の錯誤と判断することができない。」

「Y の行員は、少なくとも、客観的には A 社の信用・資力について、X に対し、虚偽の事実評価を申述して X を欺罔したものとわざるを得ないが、同人らも B から提出された虚偽の計算報告書や興信所の調査結果によって相当の信用と資力があるものと信じていたものであることが明らかであるから、同人らは、故意に虚偽の事実・評価を申述して欺罔したものであるということとはできない。」

### (ii) 例② 大阪地判昭和 62 年 8 月 7 日判タ 669 号 164 頁

#### 【事実の概要】

会社設立時から Y（信用組合）と取引を A 社は行っていた。昭和 60 年 1 月頃から A 社の経営は急速に悪化した。B（A 社代表者）は X（B の弟）に担保提供を依頼したが、X は拒否した。昭和 60 年 4 月頃、2430 万の債務を A 社は負った。追加融資（2000 万円）を受けるため、Y の支店長らに X の説得を B は依頼した。昭和 60 年 4 月 23 日、X 宅を B と Y の支店長らは訪れた。「今融資を

受ければ A 社は秋ごろまでには十分立ち直る」と B は説明した。「大丈夫でない会社には融資をしない」と Y の支店長らは説明をした。昭和 60 年 4 月 24 日、A 社の経営の立て直しを信じて保証契約と根抵当権設定契約を X は締結した。しかし、翌日、A 社は不渡りを出して倒産した。

保証契約は要素に錯誤があり無効である等と X は主張した。

**【判旨】**

「X は B 及び Y の支店長らの説明を信じ融資を受けることによって A 社が経営を立て直せるとの期待の下に保証契約を締結したものであるが、実際には A 社の経営は本件融資を受けたとしても翌 4 月 25 日の不渡りを回避しえない程に破綻していたものである。したがって、本件保証契約を締結するに当たり X の意思表示にはその成立の過程で、動機の点で重大な錯誤があったものであり、しかも、右の動機は本件保証契約締結の際には、X と Y 間においては当然の前提とされていたことは明らかであるから、右の錯誤は要素の錯誤に該当するものというべきである。」

(iii) 例③ 東京高判平成元年 3 月 29 日金法 1243 号 29 頁

**【事実の概要】**

X（ゴルフ練習場の経営者）は練習場に出入りしていた B の事業を高く評価し信用していた。しかし、A 社（B の個人会社）は、昭和 52 年頃には、融資を受けるにも担保に供するような資産はなく、昭和 53 年 1 月には Y（銀行）の融資残高は 1 億 7200 万円に及んでいた。

昭和 53 年 2 月 2 日、B が埼玉県信連から 5000 万円の融資を受ける際、自己所有の本件不動産に第一根抵当権を設定するとともに、X は連帯保証人となった。

昭和 53 年 3 月 9 日、Y から額面 4000 万円の手形を担保に B が融資を受けるため、X は本件不動産に第二根抵当権を設定し連帯保証契約を締結した。この時、「B さんは大丈夫ですよ。心配はないですよ。」などと D（Y 支店長）は X に説明した。

昭和53年4月頃、A社の資力が急速に悪化したため、大口の取引先であるA社への融資残高も高額であるため、Yは援助を続けた。昭和53年5月、XはBに対し別途1100万円貸し付けた。昭和53年7月27日、A社が倒産したので、Xは本件不動産を売却してYに全額を弁済した。本件保証契約の締結は、Dの発言を信じた動機の錯誤に基づくものである、Dの詐欺ないし権利濫用の不法行為によるものである等とXは主張した。

### 【判旨】

「そもそも、同支店長の前示発言ごときは、取引上一般に用いられている単なる常套語の域を出ないものであって、Xがこれに依拠して契約意思を決定したとは到底考えられないし、仮にそうでないとしても、本件担保契約が同支店長の詐欺あるいは権利濫用の不法行為によるものとするXの主張は難しく、また、これが動機の錯誤に基づくというXの主張も、前記事実関係に照らして理由がないのみならず、Xのかかる内心の意思が相手方であるYに対し明示ないし黙示的に契約内容として表明されたものと認めるに足りる証拠もない。」

(iv) 例④ 水戸地妻支判平成11年3月29日金判1066号37頁

### 【事実の概要】

平成8年7月頃、B（A社（Bの個人会社）の代表取締役）と自宅の新築工事の依頼を契機に知り合ったXは、平成8年10月、A社の社員となった。平成8年11月28日、Y（銀行）との間で、A社を主債務者、Bを連帯保証人とする金銭消費貸借契約についてXは連帯保証した（第一契約）。また、Bを主債務者、C（Bの元妻）を連帯保証人とする金銭消費貸借契約について、連帯保証人をCからXに変更する保証人加入・脱退契約を締結した（第二契約。A社は重疊的に債務引受けをした）。契約締結当時、A社には資産がなく、Bには既に多額の負債（例えば、Yに対して296万円程度の債務超過となっていた。）があった。付き合いが浅くこの事情についてXは知らなかった。A社に決算報告書、Bに平成7年分所得税の確定申告書をYは提出させた。取引開始から支払いの遅れはあっても支払いを怠ったことはなかったため、A社やBの支払

能力に問題ないと Y は考えた。契約締結時、D（Y の支店長代理）に「B は大丈夫ですか」と X は尋ねた。「B とは長い付き合いであり、B には資産も信用もあり、支払いもきちんとしているので間違いありませんよ」と D は答えた。平成 9 年 1 月、A 社や B は債務の支払いをしなくなったため、X は代位弁済をした。第一契約・第二契約の詐欺取消し、錯誤無効を主張し、Y に弁済金の返還を X は請求した。

### 【判旨】

「D が故意に虚偽の事実を申述して X を欺罔したということとはできない」

「X は、B の連帯保証人の要請に応じなければならない立場にはなかったことを考慮すると、X が、最終的に責任を負うべき B に支払い能力がないことを知っていたとすれば、本件各契約を締結しなかったと認められ」「しかも、本件各契約締結の際、D は、X が「B は大丈夫ですか」と尋ねたところ、「B とは長い付き合いであり、B には資産も信用もあり、支払いもきちんとしているので間違いありませんよ」と答えて……右 X の動機は表示されていたとみることができるから、本件各契約は、錯誤により無効となるというべきである。」

(v) 例⑤ 仙台高判平成 13 年 12 月 26 日判時 1721 号 85 頁

### 【事実の概要】

平成 8 年 7 月 30 日、A 社（建設会社）は X（商工信用組合）に融資を依頼した。B（A 社の代表者）は Y らに保証人となることを懇願した。保証人となることを懇願された Y<sub>1</sub>（A 社の従業員、B の父の友人）・Y<sub>2</sub>（A 社の名目的取締役）は、逡巡する態度を示した。D 社から工事（以下、「本件工事」という）を受注した A 社は工事代金（2 億 5000 万円）を受け、信用保証協会の保証も付けることを B から説明され、C（X の担当職員）もこれに同調した。自己が保証人として貸金を返済する事態は発生しないと信じて Y<sub>1</sub> や Y<sub>2</sub> は保証契約を締結した。しかし、本件工事の内容は架空のものであった。工事代金の入金により主債務が決済される可能性が当初から存在しなかった。

平成 9 年 2 月、手形不渡りを出し A 社は倒産した。架空工事説明書を示され

融資金の返済は問題なく Y らの保証責任は形式的なものである旨の説明を C から受けて契約を締結したのであり、保証契約は無効であるなどと Y らは主張した。

**【判旨】**

「本件連帯保証契約は、本件工事契約が有効で、これが D との間の取引であることなどから、本件工事代金の支払い及びそれによる返済の蓋然性が高いものであるとの X の認識・判断の下で貸し渡した本件貸金について、Y らにおいても X と同様の認識の下で、自己が保証人として本件貸金を返済する事態が発生するおそれは少ないものと信じ、締結したものであり、このことは黙示に X から Y に対し表示され、両者間の共通した認識となっていたものであるところ、本件工事契約は内容が架空であり、本件工事代金が支払われる可能性は当初から全くなかったものであるから、Y らの意思表示にはその動機において錯誤があり、かつ、その動機は X に対し表示されていたものとみるべきである。

本件連帯保証契約締結時、本件工事契約の内容が架空であり、本件工事代金が支払われる可能性がないことを知っていれば、Y らのみならず、通常人においても、およそ本件連帯保証契約を締結しなかったものと認められるから、その錯誤は重要であり、法律行為の要素に錯誤があるというべきである。」

(vi) 例⑥ 東京高判平成 17 年 8 月 10 日判タ 1194 号 159 頁

**【事実の概要】**

平成 9 年 9 月頃から A 社（各種金属機械器具の塗装を業とする会社）はシステム金融からも借入れを繰り返すようになった。平成 10 年 9 月頃から経営が一層悪化した A 社は X（信用金庫）に融資の申入れを行った。新規受注先の確保により立ち直る見込みがあること、システム金融からの借入金はずべて返済済みであることなどと X に A 社は説明をした。A 社の説明を信じた X は A 社に融資を決定した。A 社の資金繰りの状態を知り得る状況にあったが、A 社の X にある当座預金口座や小切手の決済状況の調査を X は行わなかった。A 社の

代表者は Y（A 社の代表者の義兄、高齢かつ病弱）に連帯保証と担保提供を依頼した。Y は容易には承諾しなかった。平成 10 年 12 月 1 日、A 社の代表者と共に X の B 支店を Y は訪ねた。X の B 支店次長に A 社の経営状態を Y は確認した。「会社には新しい仕事も立ち上がっているし、奥さんもお金の工面や注文取りに駆け回っているから大丈夫です。」と X の B 支店次長は Y に述べた。平成 10 年 12 月 9 日、X の B 支店次長の説明を信じ、2500 万円の連帯保証契約及び抵当権設定契約を Y は締結した。これらの契約締結当時、A 社の経営は既に破綻していた。融資の 4 ヶ月後、A 社は事実上破綻した。Y に対して保証債務の履行を X は請求した。

保証契約を締結するに際し、その当時における A 社の資産状況につき錯誤に陥っていたとして、保証契約は錯誤により無効であると Y は主張した。

### 【判旨】

「保証契約の時点で主債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、黙示・明示的に表示されているものと解するのが相当である。」

「融資の時点で当該融資を受けても短期間に倒産に至るような破綻状態にある債務者のために、物的担保を提供したり連帯保証債務を負担しようとする者は存在しないと考えるのが経験則であるところ、Y は、……もし A 会社の経営状態について上記のような破綻状態にあり現実に保証債務の履行をしなければならぬ可能性が高いことを知っていたならば、唯一の土地建物を担保提供してまで保証する意思はなかったものと認めるのが相当である。」

### (2) 他の担保の価値に関する説明<sup>16)</sup>

・例⑦ 東京高判平成 24 年 5 月 24 日金商 1401 号 36 頁

---

16) 類似の例として、東京地判平成 9 年 11 月 25 日金商 1042 号 47 頁がある。物上保証人が設定した根抵当物件に担保余力があるので保証人には責任が及ばないという債権者の説明を信じて保証人が連帯保証をした場合、裁判所は錯誤無効の成立を認めた。この例では、保証人は法人であった。

## 【事実の概要】

不動産業者から本件ビル（代金4億5000万円）の購入の勧誘をBは受けた。平成7年6月10日、C（A銀行の社員）はBと共に突然にY（Bの兄）を来訪し、本件ビルの購入のための貸付について、連帯保証を依頼した。Cは、貸付を受けてBが購入を予定している本件ビルは十分な担保価値を有しているから、Yが責任追及されることはないなどと積極的に発言した。しかし、本件ビルを担保にした融資について約7500万円のリスクがあるとAは査定していた。約2億3400万円の負債をBは有していた。平成7年6月23日、AはBに4億5000万円を貸し付け、このうち2億5000万円についてYと連帯保証契約を締結した。

平成13年5月14日、AはXに本件貸付にかかる貸金債権を譲渡した。Bは、異議を留めずに承諾をしていた。しかし、その後、Bが返済を怠ったことから、残元金、利息、遅延損害金等の合計約1億5000万円などの支払いをYに求める訴訟をXは提起した。Aによる詐欺ないしBらによる第三者詐欺の成立、本件ビルには担保価値があると誤信したことによる錯誤の成立、Aの説明義務違反による信義則違反または権利濫用をYは主張した。

第一審（新潟地判平成23年3月2日金商1401号44頁）は、Aらの欺罔行為は認められず、Yに動機の錯誤はなかったと判断した。

## 【判旨】

「Yが誤信した事実は、本件連帯保証契約の他方当事者であるA銀行のCが積極的に発言した事実であるから、本件連帯保証契約にあたり当事者間でYの上記動機の表示があったことは明らかである」ため「本件連帯保証契約は、Yにおいて表示された動機に錯誤があったから、要素の錯誤により無効であるというべきである。」

## (3) 分析

例②・例⑤・例⑥では保証人は錯誤の成立を主張した。裁判所はその成立を認めた。例④・例⑦では保証人は錯誤・詐欺の成立の主張をした。裁判所は錯誤のみの成立を認めた。例①・例③では保証人は錯誤・詐欺の成立の主

張をした。いずれの主張も裁判所は認めなかった。

(i) 保証人と主債務者の関係

保証人と主債務者はどのような関係にあったか。保証人と主債務者は親戚の関係であることがある。例②では、保証人は主債務者の代表者の弟であった。例⑥では、保証人は主債務者の代表者の親戚であった。例⑦では、保証人は主債務者の兄であった。また、保証人と主債務者が知り合いであることもある。例①では、保証人の父は主債務者の取締役の知人であり、例③では、保証人は主債務者の知り合いであった。

主債務者の事業に保証人が何らかの形で加わっていることもある。例④では、自宅の新築工事の依頼をきっかけに主債務者と知り合い、主債務者が設立した会社の社員に保証人はなっている。主債務者の社員ではあったが付き合いが浅く主債務者の信用状況を保証人は知り得なかった。例⑤では、保証人は主債務者の従業員・名目的取締役であった。しかし、主債務者の信用状況を知り得る立場にはなかった。

(ii) 保証契約の締結までの経緯

契約締結までの経緯において債権者が詐欺的な行為を行った場合、錯誤や詐欺が成立する可能性は高くなる。例①では、粉飾決算書により主債務者の資力・信用を信じていた債権者は故意に欺罔行為を行ったのではなかった。しかし、より詳細な調査により主債務者の破綻状況を債権者は認識しえたのではないかとの見解<sup>17)</sup>がある。

例②では、主債務者の決済予定の手形の有無、資金繰り等の調査をしないまま、「立ち直る予定である」との主債務者の発言を信じ、債権者は「大丈夫でない会社には融資をしない」と保証人に告げている。より詳細な調査をすれば主債務者の破綻状況を債権者は認識できたのではないかとの見解<sup>18)</sup>がある。

17) 野口大作「判批」札幌法学19巻2号(2008)51頁(例⑥の評釈)。共通錯誤が認められると評価する見解(小林一俊「判批」リマ33号(2006)17頁(例⑥の評釈))もある。

例③では、主債務者の破綻状態を認識しながら、積極的に主債務者の資力・信用に問題がないことを債権者は発言している。

例④では、主債務者の従業員であったが付き合いが浅く主債務者の資力・信用を保証人は知り得なかった。債権者の帰責性を肯定する見解がある。例えば、積極的に主債務者の資力・信用に問題がないことを発言しているが、債権者に対し296万円程度の債務超過となっていたなど、債権者は調査をすれば主債務者の資力・信用を知り得た場合であったとの見解<sup>19)</sup>がある。債権者は主債務者の資力・信用を証明する資料を保証人に提示していないこと、主債務者に資力・信用があると誤信するような資料の交付を保証人は求めていることなどを理由に、債権者に帰責性が認められるか疑問を持つ見解<sup>20)</sup>もある。

例⑤では、受注工事が架空のものであるにもかかわらず、受注工事により主債務が決済されるとの説明を主債務者と共に債権者は行った。詐欺の成立が困難であっても、主債務者の資力については金融機関が情報収集することができること、保証人は債権者の説明に依拠して契約を締結することが多いことから、説明義務を債権者に認めるべきとする見解<sup>21)</sup>がある。

例⑥では、主債務者の当座預金口座や小切手の決済状況の調査を行わず、主債務者の資力・信用に問題はないと債権者は説明をしている。学説では、債権者に調査義務・説明義務を求める見解<sup>22)</sup>も多い。(1)主債務者と保証人の関係、(2)保証に至る経緯、(3)保証人の属性、(4)保証人が主債務者の資力につき説明を求めたか、(5)主債務者の資力についての債権者の説明の内容・程度、(6)

---

18) 野口・前掲注(17)51頁。

19) 野口・前掲注(17)51頁。

20) 塩崎勤「判批」銀行法務21第570号(1999)36頁(例④の評釈)。

21) 渡邊知行「判批」金商1163号(2003)65頁(例⑤の評釈)。

22) 水野信次「判批」銀行法務21第672号(2007)31頁(例⑥の評釈)は、例⑥はより高度の主債務者の信用状態の調査責任とその点に関する保証人への説明責任を銀行側に課すものと評価する。平野裕之「判批」判タ1194号(2006)100頁(例⑥の評釈)は、主債務者がどのような信用状態なのか、最善の注意を尽くして調査をし、知り得た限りでの情報を保証人に債権者は提供すべきとして、情義的な個人保証における債権者の説明義務を認める。

債権者による保証契約への説得の内容・程度を考慮し、錯誤無効を判断すべきとする見解<sup>23)</sup>もある。

例⑦では、主債務者が購入したビルの担保価値が不十分であるにもかかわらず、十分であると債権者が虚偽の説明をしたため保証人は保証契約を締結した。金融機関は、主債務者の信用状況について積極的な情報提供をすることまでは要求されず、主債務者の信用状況の確認を保証人に助言すればよいとする見解<sup>24)</sup>がある。

## 2. 従来の学説

### (1) 説明義務—一般

契約締結前の段階では、私的自治の原則によると、原則として契約を締結するか否かを決定するための情報を当事者は自ら収集する必要があるが、情報力や交渉力の格差など様々な理由により、当事者の一方が他方に対し説明義務を負う場合<sup>25)</sup>がある。

#### (i) 根拠

一方当事者が説明義務を負う根拠を自己決定権に求める見解がある。この見解によると、十分な情報に基づいて表意者が自由に意思決定できるように相手方が説明義務を負う<sup>26)</sup>ことになる。また、一方当事者が事業者であることが説明義務の根拠となるとする見解もある。この見解によると、事業者を当事者とする取引<sup>27)</sup>では、情報力の格差の是正、社会の高度化・専門化による事業者への信頼などを理由に事業者は説明義務を負う<sup>28)</sup>ことになる。

---

23) 廣渡鉄「判批」NBL 825号(2006)8頁（例⑥の評釈）。

24) 山田希「判批」銀行法務21第759号(2013)23頁（例⑦の評釈）。

25) フランチャイズ取引、不動産取引、金融取引などの例があるとされる（後藤巻則「情報提供義務」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』（有斐閣、2007）217頁）。

26) 小粥太郎「説明義務違反による不法行為と民法理論（下）」ジュリ1088号(1996)93頁-94頁、潮見佳男「説明義務・情報提供義務と自己決定」判タ1178号(2005)9頁-17頁。

27) 横山美夏「説明義務と専門性」判タ1178号(2005)18頁-25頁。

(ii) 効果

不法行為責任・債務不履行責任により損害賠償を認める裁判例<sup>29)</sup>が多い。損害賠償責任の他、契約の効力をどのように考えるべきかも問題となる<sup>30)</sup>。

錯誤や詐欺の成立が考えられる。消費者契約について、相手方に詐欺的な行為があった場合には、裁判所は錯誤無効を認める傾向にあるとする見解<sup>31)</sup>がある。その一方で、相手方の行為態様に着目することは詐欺の拡張の問題として位置づけるのが適切であるとの見解<sup>32)</sup>もある。

詐欺の成立については、違法な欺罔行為や詐欺の故意などの要件が必要<sup>33)</sup>となる。情報を提供すべき事業者が虚偽の事実を述べる場合あるいは情報を秘匿する場合、この行為は違法な欺罔行為と評価され詐欺の故意の要件は推定される<sup>34)</sup>との見解がある。

(2) 説明義務—保証

(i) 2017年の民法（債権法）改正前

2017年の民法（債権法）改正前、債権者に説明義務が認められる場合があるかの議論があった。その根拠には、保証契約の中でも情義性が認められる類

---

28) 横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリ1094号(1996)131頁によると、契約目的との関係で当該契約が適否かを相手方が判断するために必要な情報、情報を分析するための情報を提供しなければならないとする。山田誠一「情報提供義務」ジュリ1126号(1998)181頁も参照。

29) 横山・前掲注(28)135頁。

30) 小粥太郎「『説明義務違反による損害賠償』に関する二、三の覚書」自由と正義47巻10号(1996)41頁-43頁は、「合意の瑕疵」の理論と説明義務違反による不法行為の法理は、表意者の意思決定の基盤を構成する情報環境に不備がある場合、これを相手方に帰責できるかという判断枠組みである点で共通しているとする。潮見・前掲注(26)11頁、14頁-16頁も参照。

31) 伊藤進「錯誤論—動機の錯誤に関する一考察」椿寿夫=伊藤進編『法律行為論の現代的課題』(第一法規出版社、1988)53頁-56頁。

32) 森田宏樹「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(1)」NBL482号(1991)30頁。

33) 山本敬三『民法講義I [第3版]』(有斐閣、2005)228頁-229頁。

34) 横山・前掲注(28)134頁-135頁。

型であること、事業者・消費者の問題であることがある。

(a) 情義性が認められる類型であること

債権者の説明義務の根拠を、情義性が認められる類型であることに求める見解がある。この見解は次のように述べる。情義的な関係に基づいて保証契約を締結する場合、債権者が主債務者に保証人を探させ、主債務者が保証人に保証契約を締結することを依頼する<sup>35)</sup>。社会生活上の相互の助け合いの精神に基づいて保証人が保証契約を締結することを債権者は認識している<sup>36)</sup>。主債務者と情義的な関係にある保証人に自ら負担するリスクを債権者が転嫁するには、保証人を保護する積極的な役割を債権者は担うべきである<sup>37)</sup>。

(b) 事業者・消費者の問題であること

債権者の説明義務の根拠を、事業者・消費者の問題であることに求める見解がある。債権者が金融機関であり保証人が個人である場合について、債権者と保証人の専門的知識の差が大きいこと<sup>38)</sup>、金融機関が予め約款で契約内容を定めることが多く保証人は交渉が難しいこと<sup>39)</sup>、専門家である金融機関はリスクを保証人に十分に理解させるべきであること<sup>40)</sup>などを理由に、金融機関に説明義務を認めるべきであるとする。

(ii) 2017年の民法（債権法）改正の経緯

2009年3月、民法（債権法）改正検討委員会は、責任の内容について正確な認識を形成するに足る情報を提供する努力義務を債権者が負うことを提案

---

35) 平野裕之『保証人保護の判例総合解説〔第2版〕』（信山社、2004）7頁。平野・前掲注(22)105頁（例⑥の評釈）も参照。

36) 平野・前掲注(35)8頁。平野・前掲注(22)105頁（例⑥の評釈）も参照。

37) 平野・前掲注(35)8頁。平野・前掲注(22)105頁-107頁（例⑥の評釈）も参照。

38) 道垣内弘人「保証契約の成立にともなう説明義務」民事研修523号(2003)6頁。

39) 道垣内・前掲注(38)6頁。

40) 道垣内・前掲注(38)6頁。

（【3.1.7.02】<sup>41)</sup>した。2009年11月、民法改正研究会は、保証契約に伴う危険と負担を理解できるように債権者が説明する義務を負うこと、義務違反は取消原因となることを提案（436条<sup>42)</sup>した。

法制審議会民法（債権関係）部会では、まず、第6回会議<sup>43)</sup>、第21回会議<sup>44)</sup>において審議がなされ、中間論点整理「第12 保証債務 1 保証契約の成立（2）保証契約締結時における保証人保護の政策」<sup>45)</sup>が示された。その後、第44回会議<sup>46)</sup>での審議の後、中間試案（17-6(2)）<sup>47)</sup>が示された。第73回会議<sup>48)</sup>でも活発な議論がなされた。第73回会議では、提供の対象となる情報の内容はどのようなものか、保証人が主債務者から保証委託を受けているかによって対象となる情報に違いを設けるべきか、知ることができたであろう情報も債権者は提供する義務を負うか、保証人が自ら入手することを期待することができない情報のみを対象とすべきか、義務違反の効果をどのように考えるべきか、などについて議論がなされた。最終的には、債権者の説明義務に関する規定を置くことは見送られた。その主な理由は、債権者が情報を有しているとは限らないこと<sup>49)</sup>、債権者の守秘義務との関係で問題が生ずるおそれがあること<sup>50)</sup>、など

---

41) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注(6)428頁。

42) 民法改正研究会編『民法改正国民・法曹・学界有志案』（日本評論社、2009）184頁。

43) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第1集〈第1巻〉第1回～第6回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2011）324頁-325頁、328頁-331頁。部会資料8-2も参照。

44) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第1集〈第6巻〉第21回～第26回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2012）60頁-61頁。部会資料20も参照。

45) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、2011）98頁-99頁。

46) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第5巻〉第41回～第45回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2013）232頁。部会資料36も参照。

47) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013）229頁-230頁。

48) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料第3集〈第1巻〉第72回～第76回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2016）19頁-31頁。部会資料62も参照。

49) 大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017）268頁〔大澤彩〕。

であった。

### (iii) 2017年の民法（債権法）改正後

2017年の民法（債権法）改正により、保証人に一定の事項について説明義務を主債務者が負うとする規定（民法465条の10第1項）を民法は置いた。しかし、改正後でも債権者による説明義務も認める見解がある。この見解は、債権者＝事業者・保証人＝個人である場合、主債務者の財産状態を調査するはずであるから、信義則上、知り得た情報を提供する義務を債権者は負うべきであり、不作為による詐欺、錯誤取消しの要件の緩和などにより保証人は救済されるべきである<sup>51)</sup>、とする。

## Ⅲ、フランス法の状況

以下ではフランス法の状況をみる。2016年2月10日に発令された「契約、債権債務関係の一般制度及びその証明の法の改正を定めるオルドナンス」（以下、「2016年改正」という。）とオルドナンスを追認する2018年4月20日の法律第287号<sup>52)</sup>により、フランス民法は大きく改正<sup>53)</sup>した。

### 1、合意の瑕疵に関する規定

2016年改正後、フランス民法は錯誤や詐欺に関する新たな規定を置く<sup>54)</sup>。従来にはその規定がなかった情報提供義務の規定も置く。

---

50) 大村＝道垣内・前掲注(49)268頁〔大澤彩〕。

51) 平野裕之『保証・人的担保の論点と解釈』（慶應義塾大学出版会、2024）77頁。石田穰『債権総論』（信山社、2022）877頁-882頁も参照。

52) 翻訳については、荻野奈緒・馬場圭太・齋藤由起・山城一真「フランス債務法改正オルドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典の改正」同法69巻1号(2017)279頁-331頁を参照。

53) 改正内容については、中田裕康『私法の現代化』（有斐閣、2022）118頁-148頁を参照。

54) G. Chantepie et M. Latina, *Le nouveau droit des obligations, commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil*, 3e éd., Dalloz, 2024, pp.309-329.

## (1) 錯誤

2016年改正後、1130条から1136条に錯誤に関する新たな規定をフランス民法は置く<sup>55)</sup>。保証人の錯誤に関連する条文は特に1132条や1135条1項である。

**1132条** 錯誤は、法に関するものでも、事実に関するものでも、なされるべき給付の本質的性質又は相手方の本質的性質に関するものである場合には、契約の無効原因である。ただし、それが宥恕されないものであるときは、この限りでない。

**1135条1項** なされるべき給付又は相手方の本質的性質に関わらない、単なる動機に関する錯誤は、当事者が明示的にその者の同意の決定的要素としない限り、契約の無効原因ではない。

## (2) 詐欺

### (i) 2016年改正後の規定

2016年改正後、1137条から1139条に詐欺に関する規定をフランス民法は置く。2016年改正前、フランス民法における詐欺の規定（旧1116条）は、欺罔行為の範囲を狭くしていた。すなわち、フランス民法の規定は術策(*manoeuvre*)に限っていた<sup>56)</sup>。しかし、判例は欺罔行為の範囲を広げた<sup>57)</sup>。すなわち、虚偽の陳述(*mensonge*)<sup>58)</sup>、契約を締結するか否かを判断するために重要な情報を

---

55) F. Chénéde, *Droit des obligations et des contrats 2023-2024; Consolidations-Innovations-Applications*, 3e éd., Dalloz, 2023, pp.59-62 ; O. Deshayes, Th. Genicon, Y.-M. Laithier, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, commentaire article par article*, 2e éd., LexisNexis, 2018, pp.213-230.

56) Ph. Malaurie, L. Aynès, Ph. Stoffel-Munck, *Droit des obligations*, 13e éd., LGDJ, 2024, p.293.

57) Ph. Malaurie, L. Aynès, Ph. Stoffel-Munck, *op. cit.*, p.293. 森田宏樹「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(2)」NBL 483号(1991)58頁も参照。

58) Ph. Malaurie, L. Aynès, Ph. Stoffel-Munck, *op. cit.*, p.294.

相手が取得できないことを認識しつつ、情報を提供すべき者が情報を告げない場合を意味する詐欺的黙秘（*réticence dolosive*）<sup>59)</sup>にも欺罔行為の内容を広げた。

この判例の影響により、2016年改正後、術策のみならず虚偽の陳述（1137条1項）や故意の情報秘匿（*la dissimulation intentionnelle*）（1137条2項）による詐欺の規定をフランス民法は置く。1137条2項は情報提供義務の規定（1112-1条）との関係が問題となる<sup>60)</sup>。

**1137条** 詐欺とは、一方の契約当事者が、術策又は虚偽の陳述によって他方の契約当事者から同意を得る行為をいう。

一方の契約当事者が他方の契約当事者にとっての決定的性格を知っている情報についての、一方の契約当事者による故意の情報秘匿も、詐欺となる。

**1139条** 詐欺によって生じた錯誤は、常に宥恕される。それは、給付の価値又は契約の単なる動機に関するものであっても、無効原因である。

#### (ii) 故意の情報秘匿による詐欺の背景にある考え方—契約正義

故意の情報秘匿による詐欺の成立の背景には、信義則（1104条）に従って契約を締結しなければならないとする考え（契約正義の考え方<sup>61)</sup>など）があるとされる<sup>62)</sup>。

---

59) Ph. Malaurie, L. Aynès, Ph. Stoffel-Munck, *op. cit.*, p.293.

60) O. Deshayes, Th. Genicon, Y.-M. Laithier, *op. cit.*, pp.234-235.

61) 契約正義の考え方の邦語の文献については、後藤巻則『消費者契約の法理論』（弘文堂、2002）18頁-19頁などを参照。

62) F. Terré, Ph. Simler, Y. Lequette, F. Chénéde, *Droit civil Les obligations*, 13e éd., Dalloz, 2022, p.336.

## 2、保証の場合

フランス法でも保証人は合意の瑕疵（錯誤・詐欺）により保護される。

### (1) 錯誤

2016年改正前、様々な理由により保証人が錯誤の成立を主張しても、多くの場合この主張を裁判所は認めなかった<sup>63)</sup>。

2016年改正によりフランス民法における錯誤の規定は大きく変更した。しかし、2016年改正後でも保証人による錯誤の成立の主張を多くの場合に認めない立場を裁判所は継続して採用するとの見解<sup>64)</sup>がある。

保証契約締結後に主債務者が返済能力を失った場合、保証人による錯誤の主張を裁判所が認めることはない<sup>65)</sup>。保証契約締結後に主債務者が返済能力を失うリスクについて保証人が引き受けることこそが保証契約の内容であるから<sup>66)</sup>である。

保証契約締結時に主債務者に資力があることを保証人が誤信した場合、主債務者に資力があることを保証契約の条件としていた場合のみ、錯誤の成立を認めると判断した破毀院判決がある<sup>67)</sup>。しかし、通常、主債務者に資力があることを保証契約の条件とすることを債権者は認めない。その結果、錯誤の成立を破毀院は原則として認めなかった<sup>68)</sup>。

この厳しい破毀院の立場に対し、保証契約締結時の主債務者の資力を保証契約の条件とすることについて、黙示の条件でもよいと判断した破毀院判決<sup>69)</sup>も

63) D. Legeais, op. cit., p.91.

64) Ph. Simler, Ph. Delebecque, Droit des sûretés et de la publicité foncière, 8e éd., Dalloz, 2023, p.80.

65) M. Bourassin, Droit des sûretés, 8e éd., Dalloz, 2024, pp.118-119.

66) Ph. Simler, Ph. Delebecque, op. cit., p.80.

67) M. Bourassin, op. cit., p.119.

68) A.-S. Barthez, D. Houtcieff, Traité de droit civil, Les sûretés personnelles, LGDJ, 2010, pp.228-229.

69) Cass. com. 1<sup>er</sup> oct. 2002, Bull. civ. IV, n°131. 能登真規子「保証契約における主債務者の支払能力に関する錯誤」彦根法学371号(2008)93頁-94頁も参照。

ある。

2016年改正後、単なる動機に関する錯誤の規定（1135条1項）をフランス民法は置く。この規定によると、本質的性質に関わらない単なる動機は、「明示的に」その者の同意の決定的要素とすることにより、錯誤無効の要因となる。保証契約締結時の主債務者の資力を保証契約の条件とすることについて、黙示の条件でもよいと判断した立場を、1135条1項を根拠に破毀院は変更しようとする見解<sup>70)</sup>もある。

保証人による錯誤の成立の主張を例外的に裁判所が認める例には、債務のコースに関する錯誤<sup>71)</sup>、他の担保の存在や他の担保の価値に関する錯誤<sup>72)</sup>などがある。

## (2) 詐欺

主債務者が欺罔行為をした結果保証人が保証契約を締結することもある。この場合、保証契約の当事者でない者の欺罔行為を原因として、保証契約の詐欺の成立を保証人は主張できるかが問題<sup>73)</sup>となる。以下では、債権者が欺罔行為をした場合に限定する。頻繁に争われる例は詐欺的黙秘の例<sup>74)</sup>であるとされる。

---

70) M. Cabrillac, Ch. Mouly, S. Cabrillac, Ph. Pétel, *Droit des sûretés*, 11e éd., LexisNexis, 2022, pp.72-73.

71) 2016年改正の際、フランス民法はコースの概念を失った。しかしその役割は存続しているとされる。F. Terré, Ph. Simler, Y. Lequette, F. Chénédy, *op. cit.*, pp.477-478によると、債務のコースを1169条が主として規定するとする。この見解によると、保証契約の債務のコースは債権者が主債務者にもたらす利益であり、主たる契約に存在することになる。Ph. Simler, Ph. Delebecque, *op. cit.*, p.84は、債務のコースに関する錯誤の具体例として、保証契約締結後、主債務者への貸与を債権者が直ちに停止することを挙げる。森田宏樹「保証契約は無償契約なのか」法教492号(2021)1頁も参照。

72) A.-S. Barthez, D. Houtcieff, *op. cit.*, pp.233-237.

73) 1137条1項は、原則、詐欺を行う者は「契約当事者の一方」であるとする。しかし、1138条1項は、代理人、事務管理者、被用者、請合人、同条2項は、共謀した第三者 (*tiers de connivence*) による詐欺の成立も認める。

74) L. Aynès, P. Crocq, A. Aynès, *Droit des sûretés*, 17e éd., LGDJ, 2024, p.123.

(i) 2016年改正前

保証人による詐欺の成立の主張を裁判所は頻繁に認めてきた。

詐欺の成立には、問題となった情報の内容の考慮が必要<sup>75)</sup>とされる。保証契約を締結するか否かを保証人が判断するために決定的な内容であったかが重要<sup>76)</sup>とされる。

詐欺の成立には、債権者による故意の欺罔行為が必要<sup>77)</sup>とされる。例えば、保証契約締結時、主債務者の資力に問題があることを知りつつ、その情報を債権者が保証人に提供をしない場合が具体例になるとの見解<sup>78)</sup>がある。

さらに、詐欺の成立には、債権者や保証人の立場の考慮も必要<sup>79)</sup>とされる。債権者の立場については、問題となった契約を締結するか否かの決定に重要な情報を容易に債権者は取得しうるか<sup>80)</sup>が問題となる。保証人の立場については、保証人と主債務者との関係も考慮しつつ、問題となった契約を締結するか否かの決定に重要な情報を取得することが保証人にとって困難かの検討が必要<sup>81)</sup>とされる。

信義則により、主債務者の資力・信用に無関心な態度を保証人が示したとしても、主債務者の資力・信用についての説明義務を債権者は負うとした破毀院判決<sup>82)</sup>もある。

(ii) 2016年改正後

2016年改正によりフランス民法は詐欺に関する新たな規定を置いた。2016年改正前と同様に、保証人を保護する手段の中で、詐欺の成立による保証人の

---

75) D. Legeais, op. cit., p.95.

76) D. Legeais, op. cit., p.95.

77) M. Bourassin, op. cit., p.123.

78) Ph. Simler, Ph. Delebecque, op. cit., p.85.

79) M. Bourassin, op. cit., pp.122-123.

80) M. Bourassin, op. cit., p.122.

81) M. Bourassin, op. cit., p.123.

82) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 13 mai 2003, Bull. civ. I, n°114.

保護は重要であるとの見解<sup>83)</sup>がある。

2016年改正によりフランス民法は信義則に関する新たな規定（1104条）を置く。この規定は債権者の説明義務の根拠となりうる<sup>84)</sup>とされる。

さらに、2021年担保法改正により、債権者が保証人に対して負う主債務者の資産・信用の危険性に関する警告義務（*devoir de mise en garde*）の規定をフランス民法は置く（2299条<sup>85)</sup>。

#### IV、検討

契約締結段階において保証人（個人）に債権者（金融機関）が説明義務を負う場合はあるか。説明義務違反の効果はどのようなものか。

フランス法（Ⅲ）では、保証契約を締結するか否かを保証人が判断するために問題となった情報の内容は決定的なものであったか、債権者による故意の欺罔行為があったか、問題となった重要な情報を容易に債権者は取得できたか、その情報を取得することが保証人にとって困難であるかを裁判所は考慮する。考慮の結果、一定の情報を保証人に提供する義務を債権者が負うこと、説明義務違反の効果として詐欺の成立を裁判所が認めることが多い。

説明義務の対象となる内容は、各契約の内容・構造により異なりうる<sup>86)</sup>。Ⅱ、日本法の状況で紹介した例では、保証契約締結時における主債務者の信用状態や他の担保の価値が説明義務の対象となっていた。主債務者の信用状態や他の担保の価値に関する情報は、保証契約を締結するかを保証人が決定するときに、重要な影響を及ぼす内容の情報である<sup>87)</sup>といいうる。

故意の欺罔行為については、契約の締結の決定時に重要な影響を及ぼす内容

---

83) L. Aynès, P. Crocq, A. Aynès, op. cit., p.127 ; D. Legeais, op. cit., p.96.

84) L. Aynès, P. Crocq, A. Aynès, op. cit., p.128 ; Ph. Simler, Ph. Delebecque, op. cit., p.86.

85) L. Aynès, P. Crocq, A. Aynès, op. cit., p.129.

86) 横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」『債権法改正と民法学Ⅱ』（商事法務、2018）388頁-390頁。

87) 最判平成23年4月22日民集65巻3号1405頁も参照。

について、債権者が積極的に虚偽の説明を行った場合には認められやすい（例えば、例⑦）。しかし、状況によっては、債権者の説明は保証人の判断に決定的な影響を及ぼしたとはいえない場合もありうる（例えば、例③）。

Ⅱ、日本法の状況で紹介した例では、保証取引において債権者や保証人はどのような立場にあったか。債権者と主債務者が一緒に保証人に保証契約の締結を依頼していることもある（例えば、例①、例⑤、例⑥、例⑦）。保証人と主債務者の関係や保証契約の締結までの経緯をみると、主債務者の信用状態に関する正確な情報を主債務者からは取得しにくく、保証人となることに不安を抱いていたが、最終的には、債権者の説明により保証契約締結を保証人が決定した例もいくつかあった（例えば、例①、例②、例⑤、例⑥）。

反対に、一定の調査を行えば主債務者の信用状態に関する正確な情報を債権者は取得できたと評価される場合もあった（例えば、例①、例②、例④、例⑥）<sup>88)</sup>。

保証契約を締結するか否かの決定に影響を及ぼす情報の内容は、ある程度、定型的なものとなると思われる<sup>89)</sup>。契約締結の決定に影響を及ぼす情報を既に取得している場合、あるいは、一定の調査をすれば取得できる場合には、その情報を債権者（金融機関）は保証人（個人）に提供すべきであると考えてもよいのではないか<sup>90)</sup>。

説明義務違反の効果については、Ⅱ、日本法の状況で紹介した例では、詐欺より錯誤の成立を裁判所が認めることが多かった。しかし、表意者の内心を主に錯誤は問題とするため<sup>91)</sup>、相手方に詐欺的な行為が認められる場合には、詐欺の成立もより積極的に認めてよいのではないか。詐欺の成立は、違法性や故

---

88) 横山・前掲注(86)393頁-394頁は、説明義務の対象が何かを事業者であれば知り得るし、事業者は一定の場合には情報の存否・内容について調査義務を負うこともあるとする。

89) 横山・前掲注(86)395頁。

90) 横山美夏「消費者契約法における情報提供モデル」民商123巻4・5号(2001)571頁-574頁。

91) 横山・前掲注(90)577頁。

論説（小林）

意の要件を満たすことが難しく、認められにくいとされる<sup>92)</sup>。しかし、事業者・消費者の問題といえる場合<sup>93)</sup>には、これらの要件を緩和することも可能ではないか<sup>94)</sup>。

本研究は、JSPS 科研費 JP22K01225 の助成を受けたものです。

（こばやし・かずこ 筑波大学ビジネスサイエンス系教授）

---

92) 平野・前掲注(51)74頁。

93) 渡邊・前掲注(21)65頁、山田・前掲注(24)23頁は、不実告知や断定的判断の提供（消費者契約法4条1項）の要件が満たされる場合にはこの規定が適用されるとする。

94) 横山・前掲注(90)558頁-560頁。